

主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐 及び現場代理人の取扱いについて

1. 趣旨

宇城市が発注する工事について、施工体制の適正化を図り、適正な履行を確保するため、主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人に関する取扱いを定め、以下のとおり取扱うこととする。

2. 主任技術者に関する取扱い

（1）主任技術者の設置について

建設業許可を受けている建設業者が工事を施工する場合、元請・下請、金額の大小にかかわらず、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を現場に置かなければならない。また、請負金額が、税込4,500万円以上（建築一式工事では税込9,000万円以上）の工事を施工する場合、主任技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。なお、この場合の専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該建設工事現場に係る職務にのみ従事することを指す。

（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者となる資格のある者）

- ・ 各種1級及び2級施工管理技士
- ・ 1級及び2級建築士
- ・ 各種技術士
- ・ 各種1級及び2級技能士
- ・ 第1種及び第2種電気工事士
- ・ 登録基幹技能者
- ・ 指定学科+実務経験者
- ・ 実務経験者（10年以上）

（2）同一現場における主任技術者と現場代理人の兼任

主任技術者は、同一現場における現場代理人を兼ねることができる。

（3）主任技術者を設置及び専任すべき期間

主任技術者を設置すべき期間は、宇城市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条に規定する『現場代理人・主任（監理）技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐通知書』（変更の場合は変更通知書）を受理した時から、約款第32条に係る『工事目的物引渡し申出書』を受理した時までとし、主任技術者を現場に専任すべき期間は、約款第10条に係る『現場代理人・主任（監理）技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐通知書』（変更の場合は変更通知書）を受理した時から、約款第32条に係る『工事完成通知書（しゅん工届）』を受理した時までとする。なお、通知書の受理に当たっては、受付印を押印する等、受理日を明確にすること。また、次に掲げる期間については、工事現場への専任は要しない。

ただし、いずれの場合も、発注者と受注者の間で、次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面（約款第9条第4項）により明確になっていることが必要である。

- ① 技術者通知書の受理後、現場施工に着手するまでの期間
（例）現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間等。
- ② 工事を全面的に一時中止している期間（約款20条に規定するもの）
（例）工事用地等の確保が未了、自然災害の発生または埋蔵文化財調査等
- ③ 工場製作のみが行われている期間
（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合）
- ④ 工事完成通知書の受理後、検査、事務手続き等のみが残っている期間

（4）専任の主任技術者の他の現場との兼任

現場に専任された主任技術者については、原則として他の現場の主任（監理）技術者または現場代理人との兼任を認めない。ただし、次のものに該当し、現場の施工管理上差し支えない場合は、兼任を認めるものとし、その場合においては、『現場代理人・主任（監理）技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐通知書』（変更の場合は変更通知書）の別紙に、兼任する工事名等を記入（別紙参照）させるものとする。

① 密接な関係にある2つ以上の工事を、同一の場所または近接した場所において施工する場合。
この場合、当該工事が上記の要件を満たす工事であるかについては、以下の判断基準により判断すること。
(専任の主任技術者の兼任にかかる判断基準)

- ・ 随意契約、合冊入札などにおいて共通仮設費、現場管理費及び一般管理費のいずれかの調整が行われた工事
- ・ 同一工区内または工区の隣接する工事（発注者が異なる場合も含む。）
- ・ その他、特に必要と認められる工事（事前に契約検査課に確認のこと。）

② 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事または施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工する場合。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請業者で施工する場合等も含まれる。この場合、1人の主任技術者が管理することができる工事の数は、原則2件程度とする。

(5) 専任の主任技術者が現場から離れる場合の取扱い

現場に専任された主任技術者については、発注者との打ち合わせ等、当該工事に専念している状態であれば現場から離れていても専任状態にあるとみなす。なお、この場合においても連絡体制を整備し、常に連絡を取ることが可能であること。

3. 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱い

(1) 監理技術者の設置について

発注者から直接請け負った工事で、下請契約の金額の合計が税込5,000万円（建築一式工事では8,000万円）以上となる場合、主任技術者の代わりに建設業法第26条第2項に規定する「監理技術者」を現場に配置しなければならない。また、請負金額が、税込4,500万円以上（建築一式工事では税9,000万円以上）の工事を施工する場合、監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。なお、この場合の専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該建設工事現場に係る職務にのみ従事することを指す。

(建設業法第26条第2項に規定する監理技術者となる資格のある者)

- ・ 各種1級施工管理技士
- ・ 1級建築士
- ・ 各種技術士
- ・ 国土交通大臣が1級同等と認定した者
- ・ 2年以上の指導監督的実務経験のある者（指定建設業以外の業種にのみ該当）

(2) 同一現場における監理技術者と現場代理人の兼任

監理技術者は、同一現場における現場代理人を兼ねることができる。

(3) 監理技術者を設置・専任すべき期間

監理技術者を設置すべき期間は、約款第10条に係る『現場代理人・主任（監理）技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐通知書』（変更の場合は変更通知書）を受理した時から、約款第32条に係る『工事目的物引渡し申出書』を受理した時までとし、監理技術者を現場に専任すべき期間は、約款第10条に係る『現場代理人・主任（監理）技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐通知書』（変更の場合は変更通知書）を受理した時から、約款第32条に係る『工事完成通知書（しゅん工届）』を受理した時までとする。なお、通知書の受理に当たっては、受付印を押印する等、受理日を明確にすること。また、次に掲げる期間については、工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と受注者の間で、次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面（約款第9条第4項）により明確になっていることが必要である。

- ① 技術者通知書の受理後、現場施工に着手するまでの期間
(例) 現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間等。
- ② 工事を全面的に一時中止している期間（約款20条に規定するもの）
(例) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生または埋蔵文化財調査等
- ③ 工場製作のみが行われている期間
(橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合)

④ 工事完成通知書の受理後、検査、事務手続き等のみが残っている期間

(4) 専任の監理技術者の他の現場との兼任

現場に専任された監理技術者については、原則として他の現場の主任（監理）技術者または現場代理人との兼任を認めない。ただし、監理技術者を置くことが必要となる建設工事において、監理技術者補佐を工事現場ごとに専任で置くことにより監理技術者を特例監理技術者とし、複数の現場で兼任させることができる。監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者（建設業法第七条第二号イ、ロまたはハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）または一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要である。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られ、当該現場における監理技術者補佐は他の現場の監理技術者補佐を兼任することはできない。また、特例監理技術者を配置するためには、兼務する工事が以下の①～⑩の全ての要件をすべて満たさなければならない。

- ① 監理技術者補佐は他の現場の監理技術者補佐との兼任は認めず、専任で配置すること。
- ② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補または一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ③ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、当該工事を含め同時に2件までとすること。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。
- ⑤ 単体企業で受注している工事であること。
- ⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ明らかにすること。
- ⑨ 市発注工事と他公共機関が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼務について承認していること。
- ⑩ 特例監理技術者の配置が認められると判断された工事であること（高度な技術を要する等、工事の品質確保の観点から監理技術者の専任が必要と判断される工事については兼務を認めない場合がある）。

なお、特例監理技術者の配置を行う場合、これらの要件を満たしていることを確認するため別記様式を提出しなければならない。

なお、密接な関係にある2つ以上の工事を、同一の場所または近接した場所において施工する場合であって、特定の要件を満たす場合のみ、他の現場の主任（監理）技術者または現場代理人との兼任を認める。その場合においては、『現場代理人・主任（監理）技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐通知書』（変更の場合は変更通知書）の別紙に、兼任する工事名等を記入（別紙参照）させるものとする。

この場合の当該工事が上記の要件を満たす工事であるかについては、以下の判断基準により判断すること。

(専任の監理技術者の兼任にかかる判断基準)

- ・ 契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であるもの
- ・ それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められ、当初契約以外の請負契約が随意契約によって締結されるもの

(5) 同一現場における特例監理技術者及び監理技術者補佐と現場代理人の兼任

特例監理技術者は同一現場における現場代理人を兼ねることができないが、監理技術者補佐は同一現場における現場代理人を兼ねることができる。

(6) 専任の監理技術者及び監理技術者補佐が現場から離れる場合の取扱い

現場に専任された監理技術者及び監理技術者補佐については、発注者との打ち合わせ等、当該工事に専念している状態であれば現場から離れていても専任状態にあるとみなす。なお、この場合においても連絡体制を整備し、常に連絡を取ることが可能であること。

(7) 工事途中から監理技術者設置が必要となった場合

主任技術者の兼任が認められていた工事（本校（４）但し書きに規程する場合を除く。）について、いずれかの工事の下請契約総額が税込 5,000 万円（建築一式工事の場合は税込 8,000 万円）を超えた場合は、監理技術者の設置が必要となり、当該現場と他の現場の兼任は認められなくなるので注意すること。

4. 現場代理人の取扱い

（１）現場代理人の設置について

宇城市発注工事の受注者は、約款第 10 条に規定する現場代理人を工事現場に設置しなければならない。また、現場代理人は、工事現場に常駐しなければならない。なお、この場合の常駐とは、工事現場稼働中は常に現場もしくは現場事務所に滞在することを指す。

（約款第 10 条に規定する現場代理人となる資格のある者）

- ・現場代理人には特段の資格要件はない

（２）同一現場における現場代理人と主任（監理）技術者、特例監理技術者または特例監理技術者の兼任

現場代理人は、同一現場における主任（監理）技術者及び監理技術者補佐を兼ねることができるが、同一現場における特例監理技術者を兼ねることができない。

（３）現場代理人を設置・常駐すべき期間

現場代理人を現場に設置すべき期間は、約款第 10 条に係る『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』（変更の場合は変更通知書）を受理した時から、約款第 3 2 条に係る『工事目的物引渡し申出書』を受理した時までとし、現場代理人を現場に専任すべき期間は、約款第 10 条に係る『現場代理人・主任（監理）技術者通知書』（変更の場合は変更通知書）を受理した時から、約款第 3 2 条に係る『工事完成通知書（しゅん工届）』を受理した時までとする。なお、通知書の受理に当たっては、受付印を押印する等、受理日を明確にすること。また、次に掲げる期間については、工事現場への常駐は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と受注者の間で、次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面（約款第 9 条第 4 項）により明確になっていることが必要である。

- ① 技術者通知書の受理後、現場施工に着手するまでの期間
（例）現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間等。
- ② 工事を全面的に一時中止している期間（約款 20 条に規定するもの）
（例）工事用地等の確保が未了、自然災害の発生または埋蔵文化財調査等
- ③ 工場製作のみが行われている期間
（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合）
- ④ 工事完成通知書の受理後、検査、事務手続き等のみが残っている期間

（４）現場代理人の他の現場との兼任

現場代理人については、原則として他の現場の主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐または現場代理人との兼任を認めない。ただし、次のいずれかに該当し、現場の施工管理上差し支えない場合は、兼任を認めるものとし、その場合においては、『現場代理人・主任（監理）技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐通知書』（変更の場合は変更通知書）の別紙に、兼任する工事名等を記入（別紙参照）させるものとする。

- ① 密接な関係にある 2 つ以上の工事を、同一の場所または近接した場所において施工する場合で、以下のいずれかに該当するもの
 - ・随意契約、合冊入札などにおいて共通仮設費、現場管理費及び一般管理費のいずれかの調整が行われた工事
 - ・同一工区内または工区の隣接する工事（発注者が異なる場合も含む。）
 - ・その他、特に必要と認められる工事（事前に契約検査課に確認のこと。）
- ② 専任の主任技術者の配置を要しない小規模な工事のみを施工する場合で、以下に掲げる条件をいずれも満たすもの
 - ・ 3 件までの宇城市内の市または他公共機関の発注工事
ただし、他公共機関発注工事において、市発注工事と現場代理人の兼任を認める場合に限る。

- ※ 設計変更により、兼任する2件以上の工事の1件あたりの請負金額が税込4,500万円（建築一式工事の場合、9,000万円）以上となった場合は、『現場代理人・主任（監理）技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐変更通知書』により、現場代理人の変更手続きを行わせること。
- ・特記仕様書等に兼任を認めない旨が示された工事でないこと

(5) 現場代理人が現場から離れる場合の取扱い

現場代理人については、発注者との打ち合わせ等、当該工事に専念している状態であれば現場から離れていても常駐状態にあるとみなす。なお、この場合においても連絡体制を整備し、常に連絡を取ることが可能であること。

5. 主任（監理）技術者及び現場代理人の選任に関する要件

以下に掲げる全ての要件を満たす場合のみ選任を認める。

- ・競争入札では入札の執行日、または随意契約では見積書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること
- ※在籍出向者や派遣社員は含まない
- ・建設業法第7条第2号及び第15条第2号による受注者の営業所における専任技術者ではないこと
- ※特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、専任を要しない主任技術者等となることのできる

6. 主任（監理）技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐の工期途中の交代の取扱い

工事現場に設置した主任（監理）技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐を工期途中で交代する場合は、発注者は受注者に対し、理由書（様式自由）及びその理由を証明できる書類（診断書、離職証明書等）の提出を求め、監理技術者制度運用マニュアルニー二（4）の規定に該当する場合に限り認めるものとする。

7. 附則

（適用）

この取扱いは、平成27年4月1日以降に契約する工事より適用する。

平成28年6月1日 一部改正
平成30年4月1日 一部改正
令和5年1月1日 一部改正
令和7年2月1日 一部改正

『現場代理人・主任（監理）技術者・特例監理技術者
・監理技術者補佐（変更）通知書』別紙

下記工事について、現場代理人、専任の主任（監理）技術者を兼任する。

現場代理人氏名		連絡先	
主任技術者氏名		連絡先	
特例監理技術者氏名 （監理技術者兼任 する場合）		連絡先	
兼任する工事 1	工 事 番 号		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請負金額（税込）		
	発注機関名		
	監督員氏名		
	監理技術者補佐氏名 （特例監理技術者を配 置する場合）		
兼任する工事 2	工 事 番 号		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請負金額（税込）		
	発注機関名		
	監督員氏名		
	監理技術者補佐氏名 （特例監理技術者を配 置する場合）		

- (注) 1 現場代理人、専任の主任（監理）技術者及び特例監理技術者が兼任する場合に記入すること。
2 現場代理人を兼任する2件以上の工事の1件あたりの請負金額が設計変更により税込4,500万円（建築一式工事の場合、9,000万円）以上となった場合は、『現場代理人・主任（監理）技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐変更通知書』により変更手続きを行うこと。

- 3 主任技術者を兼任する2つ以上の工事のうち、どちらか一方でも工事途中で下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、兼任できなくなるので注意すること。
- 4 専任の主任技術者を兼任させる工事の施工場所及び工事概要がわかる仕様書、図面（位置図、設計平面図等）及び工事現場相互の距離が記載された位置図（様式自由）等兼任要件を満たすことが確認できる資料を提出すること。
- 5 施工にあたり相互に調整を要する工事の場合は、上記4に加え、施工計画書等兼任要件を満たすことが確認できる資料を提出すること。
- 6 現場代理人が市発注工事以外の他工事の現場代理人と兼任させる場合には、当該他工事の発注者が市発注工事との兼任を承認していることがわかる書類（工事協議簿等の写し）を提出すること。

(別記様式) (特例監理技術者の配置を認める場合)

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

【工事名：〇〇地区道路改良工事】

(〇〇建設(株))

<input type="checkbox"/>	特例監理技術者の配置を予定している。
<input type="checkbox"/>	(1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
<input type="checkbox"/>	(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補または一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
<input type="checkbox"/>	(3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
<input type="checkbox"/>	(4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、当該工事を含め同時に2件までとすること。
<input type="checkbox"/>	(5) 単体企業で受注している工事であること。
<input type="checkbox"/>	(6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
<input type="checkbox"/>	(7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
<input type="checkbox"/>	(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ明らかにすること。
<input type="checkbox"/>	(9) 市発注工事と他公共機関が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼務について承認していること。
<input type="checkbox"/>	(10) 特例監理技術者の配置が認められると判断された工事であること。
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしていること。

※レまたは■を記載すること

<各要件を確認するための提出書類>

- (1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

【提出書類】

監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）。

- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補または一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

【提出書類】

(1) の提出書類と同じ

- (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

【提出書類】

監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険証等の写し）

- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとすること。

【提出書類】

特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等

- (5) 単体企業で受注している工事であること。

【提出書類】

特例監理技術者が兼務する工事のCORINSの写し等

- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ明らかにすること。

【提出書類】

(6)～(8)について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類（任意様式）。

- (9) 市発注工事と他公共機関が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼務について了承していること。

【提出書類】

当該他発注工事の発注者が市発注工事との兼務を承認していることが分かる書類（工事議簿等の写し）

- (10) 特例監理技術者の配置が認められると判断された工事であること（高度な技術を要する等、工事の品質確保の観点から監理技術者の専任が必要と判断される工事については兼務を認めない場合がある）。

【提出書類】

なし。

主任（監理）技術者・現場代理人の設置及び専任・常駐の例

1. 請負金額が4,500万円（建築一式の場合9,000万円）以上の工事の場合



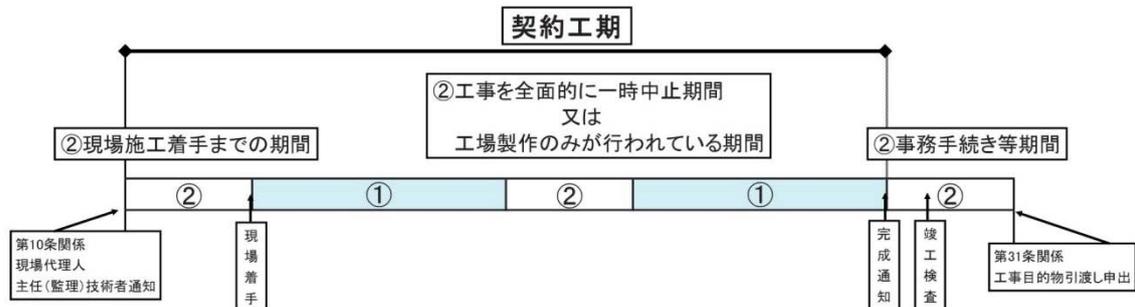
【主任技術者・監理技術者】

- ①の期間・・・主任（監理）技術者の設置が必要。また、現場への専任が必要。
- ②の期間・・・主任（監理）技術者の設置は必要だが、現場へ専任しておく必要はない。
（専任の必要のない工事の主任（監理）技術者になれる。）

【現場代理人】

- ①の期間・・・現場代理人の設置が必要。また、現場への常駐が必要
- ②の期間・・・現場代理人の設置は必要だが、現場へ常駐しておく必要はない。
（専任の必要のない工事の主任（監理）技術者になれる。）

2. 請負金額が4,500万円（建築一式の場合9,000万円）未満の工事の場合



【主任技術者】

- ①・②の期間・・・主任技術者の設置は必要だが、現場へ専任しておく必要はない。
（専任の必要のない工事の主任技術者になれる。）

【現場代理人】

- ①の期間・・・現場代理人の設置が必要。また、現場への常駐が必要
- ②の期間・・・現場代理人の設置は必要だが、現場へ常駐しておく必要はない。
（専任の必要のない工事の主任技術者になれる。）